平成２５年（再イ）第３９号

愛知県小牧市古雅４丁目106番地５

再生債務者　児玉　三直

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月26日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１０号

山口市矢原1423番地１

再生債務者　森重　文子（旧姓勝谷）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月27日　山口地方裁判所

平成２５年（再イ）第６６号

札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番４―801号

再生債務者　後藤　勝彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月27日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第９号

北海道雨竜郡沼田町南１条３丁目７番15号

レジデンス厚生

再生債務者　村田　裕紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年８月27日　旭川地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 33 号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成25年８月19日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 25 年９月６日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1、承認番号　第H1310号

2、名称　愛安徳電子（深圳）有限公司

3、住所　Datianyang Industrial Zone, Tantou Village, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA

4、特定計量器の種類　抵抗体温計

平成24年度日本赤十字社業務及び収支決算等の公告

平成 25 年９月６日

東京都港区芝大門一丁目１番３号

日本赤十字社

1　財務の状況

⑴　平成24年度総資産　658,423,142,352円

なお、政府出資金、特殊法人出資金及び民間出資金はありません。

⑵　平成24年度国庫補助金の合計額　9,446,446,310円

日本赤十字社の会計は、一般会計及び医療施設、血液事業、社会福祉施設等の特別会計により構成されています。各会計においては、特定目的のための国庫補助や国の委託事業に伴う補助、公益補助金を受け、医療施設等の機器等を整備しています。

⑶　借入金（長期借入金）　245,260,401,197円

［内訳］　一般会計　80,734,875円

医療施設特別会計　237,696,100,083円

血液事業特別会計　6,029,766,000円

社会福祉施設特別会計　1,453,800,239円

2　役員の状況

役員の名簿は次のとおりです。役員の定数は、社長１人、副社長２人以内、理事61人、監事３人となっています。

（平成25年３月31日現在）

役　職	氏　名
社　長	近衞　忠煇
副社長	大塚　義治、米倉　弘昌
理　事	海老沢勝二、池上　清子、渡　文明、香山　充弘、松金　秀暢、西本　至、岩田　徳弥、町田錦一郎、茅野　實、福本　博之、小村　美子、小笠原　弘、髙橋　博美、伊藤　憲一、遠藤栄次郎、小櫻　輝、後藤武一郎、田嶋　進、牛久保智昭、田中　正、酒井　靖惠、橋本　照子、吉臭　信一、新木富士雄、中西　一順、吉岡　幸一、藤原　忠彦、渡辺　直由、鈴木　健治、西川　俊男、永井　啓弐、髙井　八良、古川　敏一、横河　僖治、藤澤　福男、辻本　昌司、木谷　聡一、榎本　武利、小林　洋子、中島　博、寺本　隆宏、山下　直家、竹﨑　克彦、井原　巧、小松　三良、久保　長、中冨　博隆、山本庄太郎、内野　矜自、幸重　綱二、田代　知代、岩元　恭一、比嘉　幹郎
監　事	池田　弘一、上島　重二、庄山　悦彦

3　事業報告概要

⑴　国内災害救護体制の充実強化

日本赤十字社は災害時において、災害救助法などに基づき、国や地方公共団体と協力しながら医療救護や救援物資の配布などを実施することとされており、平成24年度は九州や近畿地方の豪雨災害、茨城県・栃木県の竜巻災害などで、医療救護班の派遣や救援物資の配布、要介護高齢者支援、ボランティアの派遣を行いました。

一方、東日本大震災における救護活動を振り返り、広域災害時における日本赤十字社の活動について、更なる検討を進めました。

日本赤十字社の救護活動の最大の特色である超急性期から慢性期までの切れ目ない活動を展開することを基本にしつつ、今回の救護活動を検証するとともに課題や問題点を抽出し、全国の支部、施設を挙げて取り組む内容とその方向性、具体的解決策等を示した実行計画を策定し、着実に課題解決に向けての取り組みを進めています。

⑵　東日本大震災復興支援事業の実施

東日本大震災に対し、世界中の人々から100の赤十字社等を通じて日本赤十字社に約998億円の海外救援金が寄せられました。日本赤十字社では、この海外救援金を財源として、被災地の復興支援事業を実施しています。

平成24年度においては、特に高齢者、障害者、子ども達などを主な支援対象として、公的支援を補完する分野において、地域のニーズに基づく復興支援事業を実施しました。

なお、支援事業の実施にあたっては、被災地域のニーズを踏まえたうえで、県や市町村と密接に協議、連携するなどして支援事業の公平性を確保しました。

また、支部が有する青少年赤十字、各種赤十字奉仕団などのネットワークを活用し、継続的な支援を実施しました。

平成24年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

仮設住宅居住者の支援、高齢者等の支援、教育支援、医療インフラの復興、原子力事故被災者への対応、被災県の地域基盤振興の支援（クウェート政府からの寄付金）